

【入院中の患者以外の患者に対する注射について】

問1 「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」の一部改正について」（令和6年 3月 27 日保医発 0327 第 10 号）において、「別表第一区分番号C 2 0 0 に掲げる薬剤」、「別表第一区分番号G 1 0 0 に掲げる薬剤」及び「別表第二区分番号G 1 0 0 に掲げる薬剤」が選定療養の対象となるとされているが、入院中の患者以外の患者（往診又は訪問診療を行った患者も含む）に対して医療機関が注射を行った場合も、長期収載品の選定療養の対象となるのか。

（答）長期収載品の選定療養の対象とはならない。なお、在宅自己注射を処方した場合については、「長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その1）」（令和6年 7月 12 日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「疑義解釈その1」という。）問9に記載するとおり、長期収載品の選定療養の対象となる。